

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月三日

佐賀県公安委員会

委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第七号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の
一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項第一号を次のように改める。

一 安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票の写し 一通

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。